

公立大学法人名古屋市立大学受託研究取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）において、外部から委託を受けて行う研究（治験に係るものを除く。以下「受託研究」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(受入れ基準)

第2条 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の業務に支障が生ずるおそれがないと認められる場合に受け入れることができる。

(受入れの条件)

第3条 受託研究を受け入れようとする場合は、次の各号に掲げる条件を付することとする。

- (1) 委託者は、受託研究に要する研究経費（消費税及び地方消費税の額を含む。以下「委託料」という。）を指定した期日までに納付すること。
- (2) 受託研究に関し、購入した設備及び備品は、本学の所有とすること。
- (3) 受託研究の結果に関する公表は、受託者がこれを行うこと。
- (4) 委託者の都合により、受託研究の全部又は一部を取り消す場合は、既納の委託料を委託者に返還しないこと。
- (5) 本学の都合により、受託研究を中止することができること。この場合において、既納の委託料に相当する額を委託者に返還できること。
- (6) 天災等やむを得ない事由により受託研究を中止した場合、本学は、委託者の受ける損害についてその責を負わないこと。
- (7) 委託料の出納、保管及び管理は、本学が行うものであること。

(一部

改正 平成30年達第11号、令和3年達第89号、令和5年達第147号)

(受託研究の申請)

第4条 委託者は、研究を委託する場合、研究委託申込書（別記様式第1号）を作成し、委託しようとする研究代表者（医学研究科、薬学研究科及び病院にあっては、研究代表者の属する分野（部門を含む。）の責任者をいう。以下「研究代表者等」という。）に提出するものとする。ただし、当該受託研究が、競争的研究費等（名古屋市立大学における競争的研究費等の取扱いに関する規程（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第26号）第3条第1項の競争的研究費等をいう。）による研究である場合には、その研究を公募した者が発行する採択通知書等の写しをもって研究委託申込書に代えることができるものとする。

- 2 研究代表者等は、委託者から前項の研究委託申込書の提出があった場合において、適当と認められるときは、受託研究承認申請書（別記様式第2号）に研究委託申込書を添付し、所属長（各研究科長、データサイエンス学部長、高等教育院長、各病院長、総務部長、施設企画部長、教育研究部長、病院統括部長及び監査室長をいう。以下「研究科長等」という。）に提出するものとする。
- 3 研究代表者等は、前項の規定による受託研究承認申請書を提出するにあた

り、当該受託研究の内容について、公立大学法人名古屋市立大学安全保障輸出管理規程（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第97号）に定める事項を事前に確認しなければならない。

（一部改正 平成19年達第47号、平成23年達第66号、平成26年達第49号、平成27年達第52号、平成30年達第11号、平成31年達第63号、令和3年達第89号、令和5年達第147号）

（受託研究の承認）

第5条 研究科長等は、前条第2項の規定による受託研究承認申請書の提出があった場合はその内容を審査し、適当と認められるときはこれを承認する。

2 研究科長等は、前項の承認を行った際には、受託研究の受け入れについて承認する旨を、受託研究決定通知書（別記様式第3号）により委託者に通知し、受託研究承認書（別記様式第4号）により研究代表者等に通知するものとする。

3 研究科長等が承認した受託研究については、これを理事長に報告するものとする。

（一部改正 平成26年達第49号、平成30年達第11号）

（委託料）

第6条 委託者は、次の各号に定める経費等を委託料として支払わなければならない。

(1) 直接経費 受託研究の遂行のため特に必要となる謝金、人件費、旅費、消耗品費等

(2) 間接経費 受託研究の実施に伴い生じる本学の研究環境の維持、改善等に必要となる水道光熱費、研究で使用する施設・設備等のインフラの整備・維持経費、管理事務経費等

2 前項の間接経費は、直接経費に30%を乗じて得た額（以下「標準額」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、標準額と異なる額とすること（直接経費のみとすることを含む。）ができる。

(1) 委託者が国又は国からの補助金等を受け、当該経費により委託することが明確な団体等であって、間接経費が措置されていない場合、又は措置されているが直接経費に30%を乗じて得た額に満たない場合

(2) 委託者が地方公共団体、特殊法人、独立行政法人、民法（明治29年法律第89号）第33条の規定により設置された法人又は大学であって、当該委託者の財政事情その他やむを得ない事情があると認められる場合

3 前項の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合には、間接経費の支払いを免除又は減額することができる。

（一部改正 平成30年達第11号、令和3年達第89号、令和5年達第147号）

（契約の締結）

第7条 研究代表者等は、研究科長等の承認を受けたときは、すみやかに契約を締結する手続きを行うものとする。

（一部改正 平成30年達第11号）

（研究の中止等）

第8条 研究代表者等は、受託研究を中止し、又はその内容等を変更する必要

が生じたときは、受託研究変更（中止）承認申請書（別記様式第5号）を研究科長等に提出し、承認を受けるものとする。

（一部改正 平成30年達第11号）

（委託料の経費執行）

第9条 研究代表者等は、当該受託研究の目的以外に委託料を執行してはならない。

（一部改正 平成26年達第49号、平成30年達第11号）

（完了報告）

第10条 研究代表者等は、受託研究が完了したときは、速やかに受託研究完了報告書（別記様式第6号）を研究科長等に提出するものとする。

（一部改正 平成30年達第11号）

（実施細目）

第11条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

（一部改正 平成30年達第11号）

附 則

- 1 この規程は、発布の日から施行し、平成18年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 名古屋市立大学受託研究取扱要領（昭和57年9月30日学長決裁）は、廃止する。
- 3 この規程は、施行日以降新たに契約する受託研究について適用し、適用日前に契約された受託研究については、前項の規程による廃止前の名古屋市立大学受託研究取扱要領の規定による。
- 4 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第47号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第66号）

- 1 この規程は、発布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程の施行日から平成23年7月31日までの期間における申請に係る書類の様式については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第49号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第52号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第11号）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に受け入れている受託研究の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第63号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第70号）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 この規程の発布の際、この規程による改正前の公立大学法人名古屋市立大学達で定める様式による用紙で、現に作成されているものは、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学達の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第89号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学受託研究取扱規程第6条第2項の規定は、施行日以降に開始される受託研究及び施行日の前日までに契約を締結し、開始された受託研究のうち、期間の延長等により受託研究に要する経費を変更する必要が生じ、施行日以降に従前の契約を変更するものに適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、中小企業基本法（昭和38年法律第百五十四号）第2条に掲げる会社との受託研究における、改正後の公立大学法人名古屋市立大学受託研究取扱規程第6条第2項の規定の適用については、施行日から令和6年3月31日までの間、「直接経費に30%を乗じて得た額」を「直接経費に18%を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

附 則（令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第147号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の第4条第2項の規定及び次項の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日から令和5年3月31日までの間における改正後の第4条第2項の規定の適用については、同項中「データサイエンス学部長、高等教育院長、各病院長、総務部長、施設企画部長」とあるのは「高等教育院長、各病院長、総務部長」とする。

附 則（令和6年公立大学法人名古屋市立大学達第42号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

(あて先)

公立大学法人名古屋市立大学
(研究科長等)

様

申込者

住 所

氏 名

印

研 究 委 託 申 込 書

下記のとおり研究を委託したいので申し込みます。

記

1. 研究の題目

2. 目的及び内容

3. 委託料 金 円

4. 希望研究代表者氏名

5. 完成希望期限 年 月 日

6. その他必要な事項

(研究科長等)

様

研究代表者等

所 属

氏 名

印

受 託 研 究 承 認 申 請 書

別紙のとおり研究の委託の申し込みがありましたので、下記により受け入れてたく申請します。

記

1. 受入れ理由

2. その他必要な事項

3. 委託料

金

円

4. 安全保障輸出管理上の懸念の有無

① 本件は安全保障輸出管理制度の

対象外 対象→②へ

② 【①で対象と回答した場合のみ回答】

別添「安全保障輸出管理チェックシート」のとおり

懸念なし 懸念あり→研究推進課に報告（必須）

(一部改正 平成

23年達第66号、平成30年達第11号、平成31年達第70号、令和6年達第42号)

年 月 日

様

(研究科長等)

公立大学法人名古屋市立大学

印

受託研究決定通知書

年 月 日付で申込のありました研究の受託について、公立大学法人名古屋市立大学において受け入れることといたしましたので、公立大学法人名古屋市立大学受託研究取扱規程第5条の規定により通知します。

記

1. 研究の題目

2. 目的及び内容

3. 委託料 金 円

4. 研究代表者氏名

5. 完成期限 年 月 日

6. その他必要な事項

(一部

年 月 日

様

(研究科長等)

氏名

印

受 託 研 究 承 認 書

年 月 日付で申請のあった研究の受託について下記により承認します。

記

1. 研究の題目

2. 目的及び内容

3. 委託料 金 円

4. 研究代表者氏名

5. 完成期限 年 月 日

6. その他必要な事項

(一部

様

研究代表者等

所 属

氏 名

印

受託研究変更(中止)承認申請書

下記のとおり受託研究の変更(中止)をしたいので申請します。

記

1. 研究の題目
2. 研究代表者氏名
3. 変更(中止)の理由及び内容
4. その他必要な事項

様

研究代表者等

所 属

氏 名

印

受 託 研 究 完 了 報 告 書

年 月 日付でご承認のありました
受託研究につきましては、完了しましたので下記のとおり報告します。

記

1. 研究の題目
2. 研究代表者氏名
3. 研究の成否
4. 収支決算
 - (1) 収入金額
 - (2) 支出金額
5. その他